



サラリーマンの確定申告

サラリーマンやパートなどの給与所得者の方は、勤務先での「年末調整」によってその年の所得税が精算されますので、確定申告をする必要はありません。しかし、次のように確定申告をしなければならない場合や、確定申告をすると所得税が還付される場合があります。

【確定申告をする必要がある方の例】

- ①平成30年分の給与の収入額が2,000万円を超える方
- ②給与所得や退職所得以外の所得金額（収入金額から必要経費を控除した後の金額）の合計額が20万円を超える方
- ③給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が20万円を超える方

【確定申告をすると所得税が還付される方の例】

- ①住宅ローンを利用してマイホームを取得した方
- ②病気や出産などで多額の医療費を支払った方
- ③地震、風水害、盗難によって住宅や家財に損害を受けた方
- ④ふるさと納税などの特定寄附金をされた方

なお、ふるさと納税をされた方のうち、ワンストップ特例制度を申請された方が確定申告をされると、特例制度は適用されません。確定申告をされる場合は、必ず寄附金控除（ふるさと納税控除）も申告してください。

【マイナンバーの記載と提示（写しの添付）】

申告書には、マイナンバー（12桁）を必ず記載してください。

また、申告書の提出の際には、申告者本人の確認書類の窓口提示または写しの添付が必要です。

確認書類の例

- ・ 個人番号カード（番号確認と身元確認）
- ・ 通知カード（番号確認）+ 運転免許証、健康保険の被保険者証など（身元確認）

【提出の方法】

ご自宅のパソコンによりホームページ（「国税庁」で検索）の「確定申告書など作成コーナー」で申告書が作成できます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダーがあれば、e-Taxを利用して申告書などを税務署に送信することができます。また、平成31年1月からは、マイナンバーカードやICカードリーダーをお持ちでない方も、税務署で発行されるID・パスワードを使用してスマートフォンなどで申告することができます。e-Taxでの提出は、本人確認書類の提示または写しの提出が不要です。

また、作成した申告書などを印刷し、郵送などにより税務署へ提出することもできますが、本人確認書類の写しの添付が必要です。

【岐阜南税務署の受付期間】

確定申告 2月18日（月）～3月15日（金）

還付申告 1月4日（金）～3月15日（金）

※それぞれ、土曜日、日曜日、祝日を除く

※申告会場は、受付期間により異なります。詳しくは広報かさまつ2月号をご覧ください。

【問 合 先】税務課 ☎388-1112 / 岐阜南税務署 ☎271-7111

ごみ・粗大ごみの回収

 (株)高島衛生

*笠松町許可業者
岐南町平成6-110

☎058-248-0089
<http://www.t-eisei.co.jp>



自然にやさしい 環境創造

Shonan

松南株式会社

〒500-8358 岐阜県岐阜市六条南3丁目6番9号
TEL.058-274-3224 FAX.058-276-0808